厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第二（二）　出張所（第百十八条関係）	**別表第二**（二）　出張所（第百十八条関係）
名称 / 位置	名称 / 位置
（略） / （略）	（略） / （略）
小樽検疫所網走出張所 / 網走市新町	小樽検疫所網走出張所 / 網走市港町
（略） / （略）	（略） / （略）

附　則

この省令は、令和八年一月十六日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第千八百四十七号

作物統計調査規則（昭和四十六年農林省令第四十号）第六条第二項及び第七条第五項の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千四号（作物統計調査の農林水産大臣が定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調査の範囲）	（調査の範囲）
第三条　（略）	**第三条**　（略）
２　規則第六条第二項の農林水産大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当する種類の作物であることとする。	２　規則第六条第二項の農林水産大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当する種類の作物であることとする。
一　食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第十七条第一項の規定により定められた食料・農業・農村基本計画（令和七年四月十一日閣議決定）において生産量、作付面積等のＫＰＩ（重要業績評価指標）が設定された作物の種類又は同項の規定により定められた食料・農業・農村基本計画（令和二年三月三十一日閣議決定）において生産努力目標が定められた作物の種類（野菜について生産量、作付面積等のＫＰＩ（重要業績評価指標）が設定されている場合にあっては野菜のうち野菜生産出荷安定法施行令（昭和四十一年政令第二百二十四号）第一条に規定する種類及び野菜生産出荷安定法施行規則（昭和四十一年農林省令第三十六号）第八条に規定する種類に限り、果樹について生産量、作付面積等のＫＰＩ（重要業績評価指標）が設定されている場合にあっては果樹のうち果樹農業振興特別措置法施行令（昭和三十六年政令第百四十五号）第二条に規定する種類に限る。）であること。	一　食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第十七条第一項の規定により定められた食料・農業・農村基本計画において生産努力目標が定められた作物の種類（野菜について生産努力目標が定められている場合にあっては野菜のうち野菜生産出荷安定法施行令（昭和四十一年政令第二百二十四号）第一条に規定する種類及び野菜生産出荷安定法施行規則（昭和四十一年農林省令第三十六号）第八条に規定する種類に限り、果樹について生産努力目標が定められている場合にあっては果樹のうち果樹農業振興特別措置法施行令（昭和三十六年政令第百四十五号）第二条に規定する種類に限る。）であること。
二　（略）	二　（略）
３・４　（略）	３・４　（略）